

※人事案件は、白ページとしています。（P 1～P 25）

# 第 111 回丹波市議会定例会

自 令和 2 年 9 月 1 日  
至 令和 2 年 9 月 30 日

## 議案審議資料

( No. 1 )

### 【目 次】

①同意第30号（人権擁護委員の候補者の推薦）	・・・ 1～2
②同意第31号（人権擁護委員の候補者の推薦）	・・・ 3～5
③同意第32号（人権擁護委員の候補者の推薦）	・・・ 6～7
④同意第33号（人権擁護委員の候補者の推薦）	・・・ 8～9
⑤同意第34号（人権擁護委員の候補者の推薦）	・・・ 10～11
⑥同意第35号（人権擁護委員の候補者の推薦）	・・・ 12～13
⑦同意第36号（人権擁護委員の候補者の推薦）	・・・ 14～15
⑧同意第37号（人権擁護委員の候補者の推薦）	・・・ 16～17
⑨同意第38号（人権擁護委員の候補者の推薦）	・・・ 18～19
⑩同意第39号（人権擁護委員の候補者の推薦）	・・・ 20～21
⑪同意第40号（人権擁護委員の候補者の推薦）	・・・ 22～23
⑫同意第41号（人権擁護委員の候補者の推薦）	・・・ 24～25
⑬議案第87号（中型ノンステップバス車両購入契約の締結）	・・・ 26～28
⑭議案第88号（丹波市・一部事務組合公平委員会設置に関する規約の 変更に係る協議）	・・・ 29～32
⑮議案第89号（丹波市税条例等改正）	・・・ 33～35
⑯議案第90号（丹波市手数料条例改正）	・・・ 36～38
⑰議案第91号（字の区域変更及び字の廃止）	・・・ 39
⑱議案第92号（市道路線の認定（北太田青田線））	・・・ 40～42
⑲議案第93号（市道路線の変更（谷川青田線））	・・・ 43～45
⑳議案第94号（市道路線の廃止（青田東西線））	・・・ 46～48
㉑議案第95号（丹波市立学校等整備基金条例改正）	・・・ 49～50

丹 波 市





















































中型ノンステップバス車両購入契約の締結について

1 提案の趣旨

下記の物品購入契約を締結するため、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定に基づき、提案するものである。

記

- ・ 物 品 名 中型ノンステップバス車両
- ・ 物 品 概 要 定員56人（座席28人＋立席27人＋乗務員1人）
- ・ 納 入 期 限 令和3年2月26日
- ・ 台 数 1台
- ・ 契 約 金 額 23,979,890円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,179,990円)
- ・ 契約の相手方  
    名 称 氷上自動車工業 株式会社  
    代表者 代表取締役 池上 秀男  
    所在地 兵庫県丹波市氷上町北野108番地の1

【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例  
抜粋】

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

## 会 社 概 要

項 目	内 容
会 社 名	氷上自動車工業 株式会社
代 表 者 名	代表取締役 池上 秀男
本 社 所 在 地	兵庫県丹波市氷上町北野108番地の1
営 業 年 数	70年
許 可 区 分	—
資 本 金	30,000,000円
実績高（2年平均）	207,755,091円
従 業 員 数	13人
契約担当支店営業所等	本社

## 受 注 実 績

(単位：円)

発 注 者	元/下	物 品 名	AT/MT	受注金額	納 期
丹波市	元	デマンドタクシー車両 (5台) トヨタ ハイエース	AT	13,986,000	H22. 8. 31
丹波市	元	公用車(3台) トヨタ ノア トヨタ ラッシュ トヨタ プリウス	AT	6,403,950	H24. 8. 31
丹波市	元	給食配送車(2台) いすゞ エルフ	AT	14,094,000	H26. 8. 15
丹波市	元	車いす対応車(1台) トヨタ シエンタ	AT	1,817,866	H28. 12. 28
丹波市	元	給水車(1台) いすゞ エルフ	AT	10,712,278	H31. 3. 15
丹波市	元	塵芥車(1台) いすゞ	MT	7,786,800	H31. 3. 19

指名業者及び開札結果（物品）

物品番号	丹波創物第1号		
件名	中型ノンステップバス車両購入		
納入場所	丹波市役所		
開札年月日	令和2年7月31日	(仮)契約年月日	令和2年8月6日
予定価格 (事後公表)	28,935,000円 (税抜)	最低制限価格	無
参加資格要件	①物品・役務で入札参加を希望する者 ②バスの販売で入札参加を希望する者 ③丹波市内に主たる営業所等を有する者		

指名業者名(入札業者名)	第1回入札額	再入札額	備考
株式会社 芦田モータース			辞退
有限会社 大垣観光バス	33,000,000円		
荻野モータース			辞退
柏原神姫自動車工業	21,940,000円		
協栄日産自動車 株式会社			欠席
塩津モータース			欠席
株式会社 新興自動車	21,900,000円		
新崎自動車 株式会社			欠席
大喜自動車工業 株式会社			辞退
竹田オート 有限会社			辞退
氷上運送 有限会社	25,736,060円		
氷上自動車工業 株式会社	21,799,900円		落札
有限会社 丸茂自動車			欠席

落札者名	氷上自動車工業 株式会社		
落札者所在地	兵庫県丹波市氷上町北野108番地の1		
契約金額	23,979,890円 (うち消費税相当額 2,179,990円)		
		納入期限	令和3年2月26日

## 議案第88号

### 丹波市・一部事務組合公平委員会設置に関する規約の変更に係る 協議について

#### 1 提案の趣旨

丹波市、氷上多可衛生事務組合及び丹波少年自然の家事務組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、共同して公平委員会を設置しており、最初に選任される丹波市・一部事務組合公平委員会の委員の任期については、同法附則第5項（経過規定）により、1人は4年、1人は3年、1人は2年とし、同時に委員全員が改選とならないよう公平委員会の継続性を確保する措置を講ずるべきだったが、実際は同項の規定を適用できおらず、同法第9条の2第10項の規定により、3人の委員全ての任期を4年として選任した。

同法の趣旨に沿った委員の任期に修正するよう丹波市・一部事務組合公平委員会設置に関する規約（平成16年11月1日制定）を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、関係団体と協議するため、同法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、提案するものである。

#### 2 改正の概要

- (1) 令和3年1月17日を始期として選任される公平委員会の委員の任期は、1人は4年、1人は3年、1人は2年とする。
- (2) それぞれの委員の任期は、丹波市長がくじで定める。

#### 3 施行日

公布の日

#### 4 新旧対照表

別紙のとおり

#### 【地方自治法 抜粋】

##### (協議会の設置)

第252条の2の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行につ

いて連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

#### 4～6 略

##### (機関等の共同設置)

第252条の7 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第138条第1項若しくは第2項に規定する事務局若しくはその内部組織(次項及び第252条の13において「議会事務局」という。)、第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員、同条第3項に規定する附属機関、第156条第1項に規定する行政機関、第158条第1項に規定する内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織(次項及び第252条の13において「委員会事務局」という。)、普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員、第174条第1項に規定する専門委員又は第200条の2第1項に規定する監査専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

2 前項の規定による議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の場合について、同条第4項の規定は第1項の場合について、それぞれ準用する。

##### 【地方公務員法 抜粋】

##### (人事委員会又は公平委員会の設置)

第7条 都道府県及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市は、条例で人事委員会を置くものとする。

2 前項の指定都市以外の市で人口(官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。)15万以上のもの及び特別区は、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとする。

3 人口15万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。

4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して次条第2項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。

##### (人事委員会又は公平委員会の委員)

第9条の2 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもって組織する。

#### 2～9 略

10 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

1～4 略

(経過規定)

5 最初に選任される人事委員会又は公平委員会の委員の任期は、第9条の2第10項本文の規定にかかわらず、1人は4年、1人は3年、1人は2年とする。この場合において、各委員の任期は、地方公共団体の長がくじで定める。

6～20 略

丹波市・一部事務組合公平委員会設置に関する規約 新旧対照表

現行	改正後（案）
附 則 1～3 略	附 則 1～3 略 <u>(特例措置)</u> 4 <u>令和3年1月17日を始期として選任される公平委員会の委員の任期は、1人は4年、1人は3年、1人は2年とする。この場合において、それぞれの委員の任期は、丹波市長がくじで定める。</u>

## 議案第89号

### 丹波市税条例等の一部を改正する条例の制定について

#### 1 提案の趣旨

丹波市税条例（平成16年丹波市条例第53号）及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するため地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）が令和2年4月30日に公布されたことに伴い制定した丹波市税条例の一部を改正する条例（令和2年丹波市条例第38号）について、所要の改正を行うため、提案するものである。

#### 2 改正の概要

- (1) 現所有者の申告（第74条の3）に係る規定の号数表記の修正
- (2) 政府が自粛を要請し、中止や延期された文化芸術・スポーツイベントの主催者に対する払戻請求権を放棄した場合、当該放棄した金額について上限20万円を寄附金控除の対象とする規定の追加

#### 3 施行日

公布の日

#### 4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市税条例（平成16年丹波市条例第53号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市税条例 平成16年11月1日 条例第53号 最終改正 令和2年6月26日条例第38号 <u>(現所有者の申告)</u> <u>第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</u> 1 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係） 2 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名 3 その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</p>	<p>○丹波市税条例 平成16年11月1日 条例第53号 最終改正 令和2年6月26日条例第38号 <u>(現所有者の申告)</u> <u>第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</u> (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係） (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名 (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</p>

丹波市税条例の一部を改正する条例（令和2年丹波市条例第38号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市税条例の一部を改正する条例 令和2年6月26日 条例第38号</p> <p>附 則</p> <p><u>附則に次の1条を加える。</u></p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</u></p> <p><u>第24条 所得割の納稅義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間にした場合には、当該納稅義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。</u></p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u></p> <p><u>第24条 所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p>	<p>○丹波市税条例の一部を改正する条例 平成2年6月26日 条例第38号</p> <p>附 則</p> <p><u>附則に次の2条を加える。</u></p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</u></p> <p><u>第24条 所得割の納稅義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間にした場合には、当該納稅義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。</u></p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u></p> <p><u>第25条 所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p>

## 議案第90号

### 丹波市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

#### 1 提案の趣旨

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の一部が令和2年5月25日に施行され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部が改正されたことに伴い、個人番号通知カードが廃止されたため、提案するものである。

#### 2 改正の概要

下記手数料の規定を削る。

個人番号通知カードの再交付 1枚につき 500円

#### 3 施行日

公布の日

#### 4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市手数料条例（平成16年丹波市条例第56号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
○丹波市手数料条例 平成16年11月1日 条例第56号 最終改正 平成31年3月7日条例第19号 別表（第2条、第7条関係） 戸籍、住民基本台帳関係の手数料			○丹波市手数料条例 平成16年11月1日 条例第56号 最終改正 平成31年3月7日条例第19号 別表（第2条、第7条関係） 戸籍、住民基本台帳関係の手数料		
手数料を徴収する事項	単位	手数料の金額	手数料を徴収する事項	単位	手数料の金額
1 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき	円 450	1 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき	円 450
2 戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1件につき	350	2 戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1件につき	350
3 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき	750	3 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき	750
4 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1件につき	450	4 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1件につき	450
5 戸籍に関する届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	1通につき 1通につき	350 1,400 (法務省令で定める様式による上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明)	5 戸籍に関する届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	1通につき 1通につき	350 1,400 (法務省令で定める様式による上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明)
6 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧	書類1件につき	350	6 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧	書類1件につき	350
7 身分に関する証明	1件につき	300	7 身分に関する証明	1件につき	300
8 印鑑に関する証明	1件につき	300	8 印鑑に関する証明	1件につき	300

9 印鑑登録証の交付	1 件につき	300	9 印鑑登録証の交付	1 件につき	300
10 住民票の写し又は戸籍の附票の写しに関する証明	1 件につき	300	10 住民票の写し又は戸籍の附票の写しに関する証明	1 件につき	300
11 広域交付住民票の写しに関する証明	1 件につき	300	11 広域交付住民票の写しに関する証明	1 件につき	300
12 個人番号通知カードの再交付	1 枚につき	500			
13 個人番号カードの再交付	1 枚につき	800	12 個人番号カードの再交付	1 枚につき	800
14 住民票記載事項の証明	1 件につき	300	13 住民票記載事項の証明	1 件につき	300
15 不在籍に関する証明	1 件につき	300	14 不在籍に関する証明	1 件につき	300
16 不在住に関する証明	1 件につき	300	15 不在住に関する証明	1 件につき	300
17 廃棄済証明	1 件につき	300	16 廃棄済証明	1 件につき	300
18 住民基本台帳の閲覧	1 人 1 件につき	300	17 住民基本台帳の閲覧	1 人 1 件につき	300

## 議案第91号

### 字の区域変更及び字の廃止について

#### 1 提案の趣旨

字の区域変更及び字の廃止をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、提案するものである。

#### 2 提案の概要

字の区域変更箇所 柏原町柏原、山南町畠内地内  
字の廃止 山南町畠内のうち、字池ノ谷

#### 3 変更等理由

国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査事業に伴い、錯雜地の解消を図るため、字の区域変更及び字の廃止を行う。

#### 4 字の区域変更図（別冊）

「地籍調査事業 字の区域変更及び字の廃止参考資料」

#### 【地方自治法 抜粋】

（市町村区域内の町又は字の区域）

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

## 議案第92号

### 市道路線の認定について（北太田青田線）

#### 1 提案の趣旨

山南町青田地内から山南町太田地内までにおける県道篠山山南線南バイパスの完成に伴い、兵庫県から従来の区間について移管を受け、市道北太田青田線として市道認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、提案するものである。

#### 2 認定路線

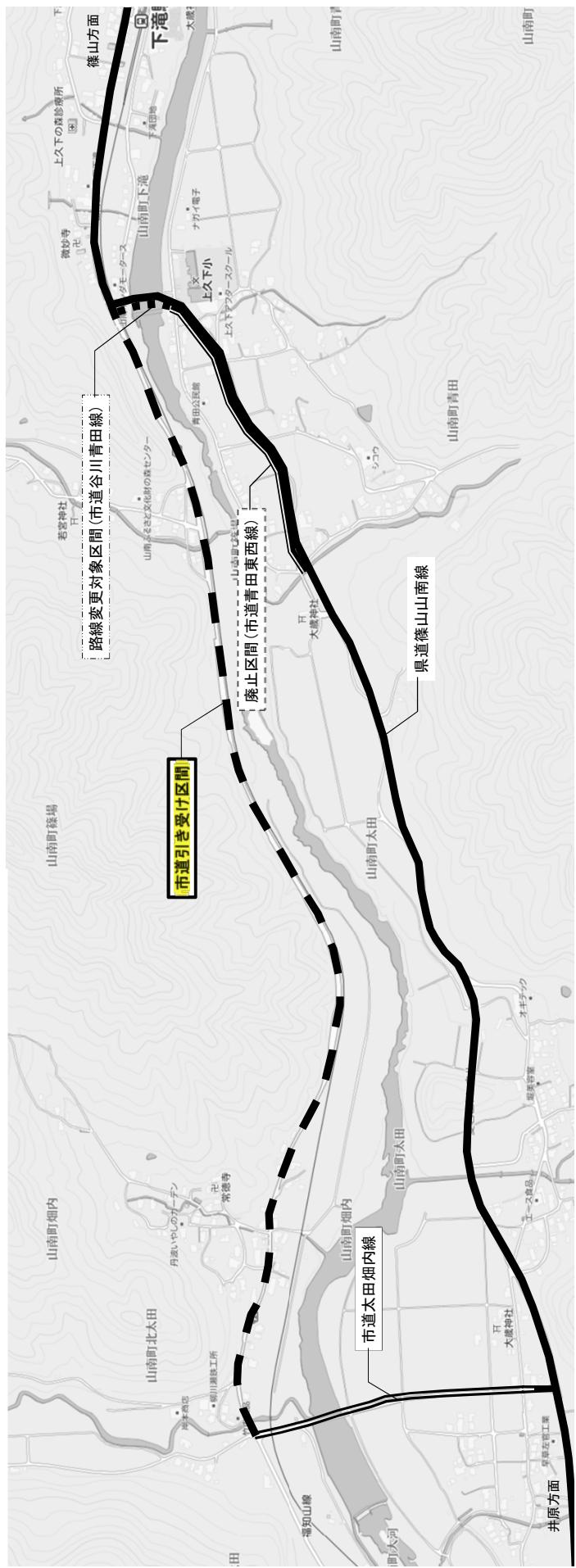
路線番号	区分	路線名	起終点	延長	供用開始予定日
50000011	認定	北太田青田線	(起点) 丹波市山南町大河字柳田11番 (終点) 丹波市山南町篠場字池ノ谷304番2	2,319.0m	議決日の翌日

#### 【道路法 抜粋】

（市町村道の意義及びその路線の認定）

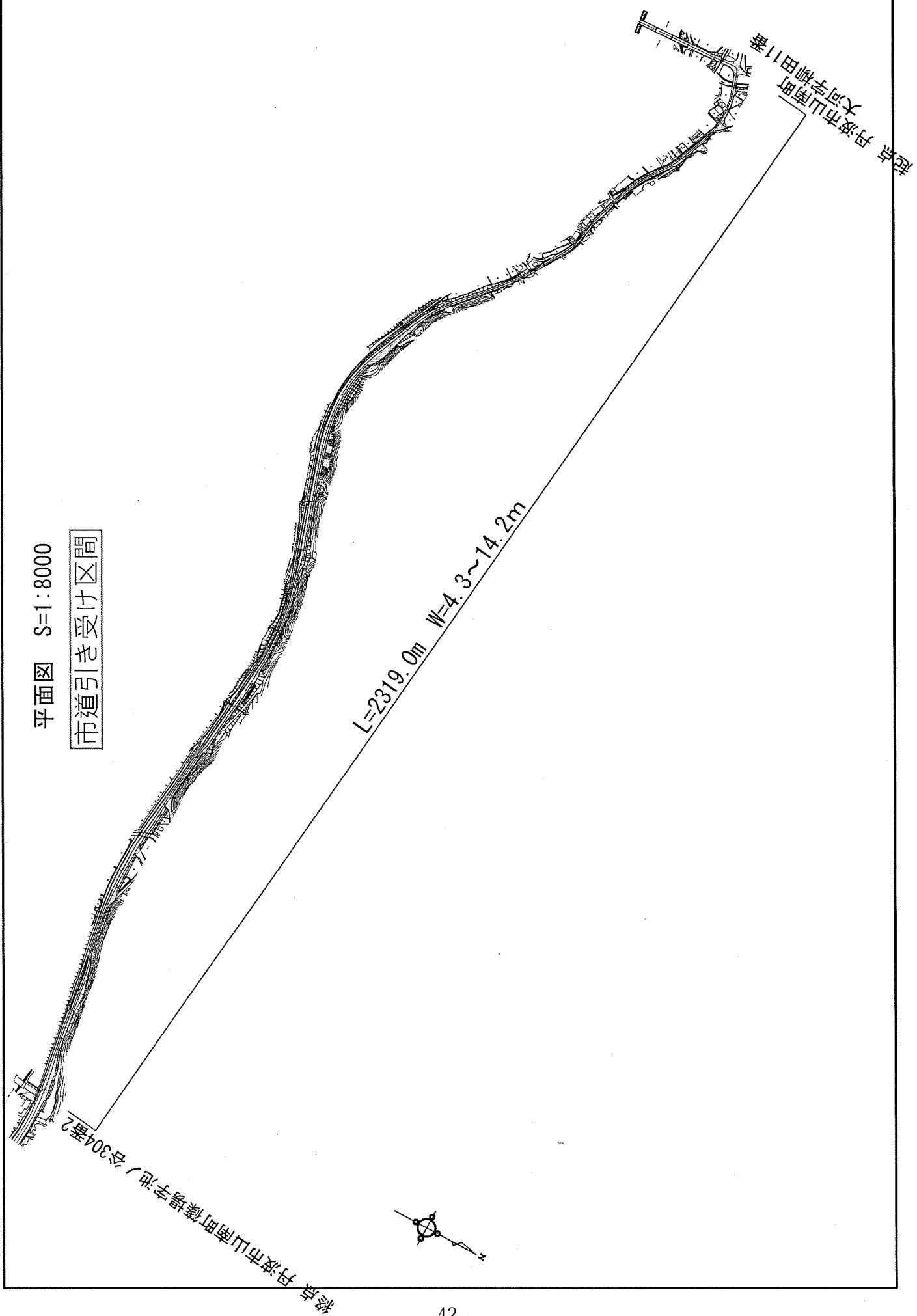
第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。
- 3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。
- 4 前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。
- 5 前項の承諾があった場合においては、地方自治法第244条の3第1項の規定の適用については、同項に規定する協議が成立したものとみなす。



平面図 S=1:8000

市道引き受け区間



## 議案第93号

### 市道路線の変更について（谷川青田線）

#### 1 提案の趣旨

県道篠山山南線南バイパスの完成に伴い、当該路線の一部として市道谷川青田線の一部区間を兵庫県へ移管するため、当該路線の起点を変更し延長を減少することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、提案するものである。

#### 2 変更路線

路線番号	区分	路線名	起終点	延長	変更予定日	備考
50000001	旧	谷川青田線	(起点) 丹波市山南町下滝字 池ノ谷口496番5 (終点) 丹波市山南町谷川字 生田2032番3	5,213.0 m	議決日の翌日	起点の変更 L=138.6m減
	新		(起点) 丹波市山南町青田字 寺田165番1 (終点) 丹波市山南町谷川字 生田2032番3	5,074.4 m		

#### 【道路法 抜粋】

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。

4 前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。

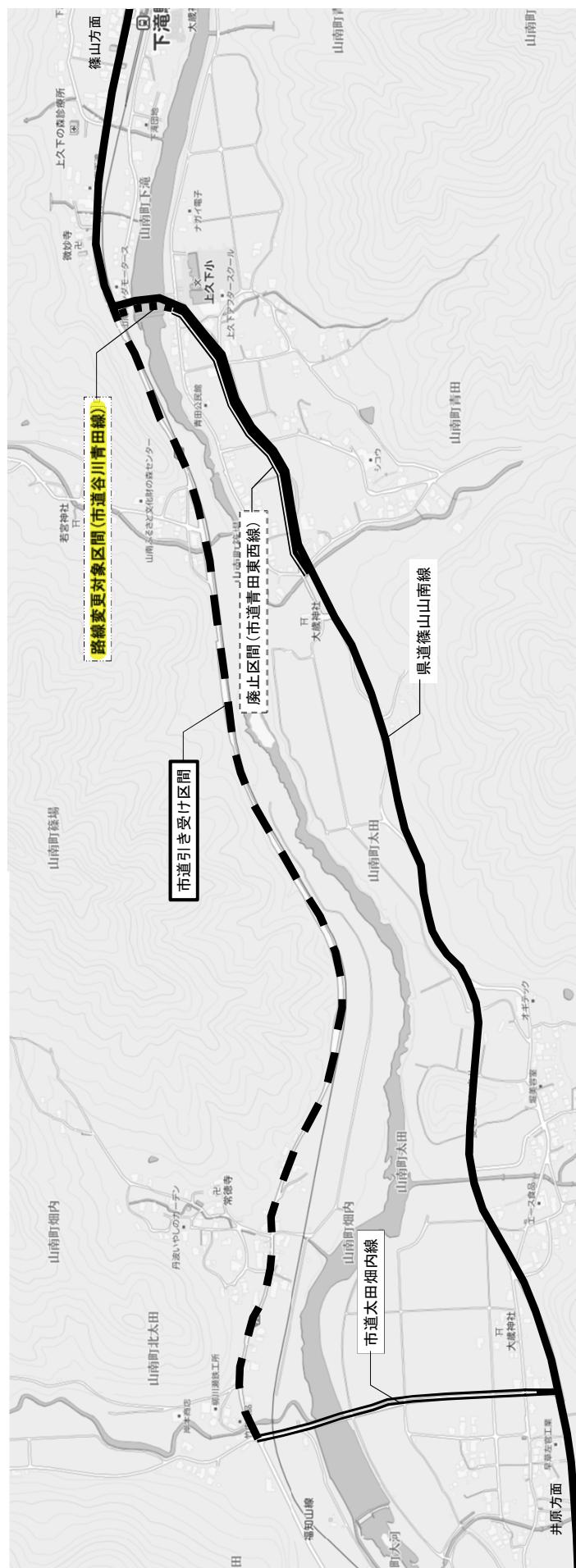
5 前項の承諾があった場合においては、地方自治法第244条の3第1項の規定の適用については、同項に規定する協議が成立したものとみなす。

（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同

様とする。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。
- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。



## 議案第94号

### 市道路線の廃止について（青田東西線）

#### 1 提案の趣旨

県道篠山山南線南バイパスの完成に伴い、当該路線の一部として市道青田東西線を兵庫県へ移管するため、当該路線を廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、提案するものである。

#### 2 廃止路線

路線番号	路線名	起終点	延長	廃止予定日
50001094	青田東西線	(起点) 丹波市山南町青田字 寺田163番1 (終点) 丹波市山南町青田字 西林528番1	563.6m	議決日 の翌日

#### 【道路法 抜粋】

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。

4 前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。

5 前項の承諾があった場合においては、地方自治法第244条の3第1項の規定の適用については、同項に規定する協議が成立したものとみなす。

（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条

の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。



## 議案第95号

### 丹波市立学校等整備基金条例の一部を改正する条例の制定について

#### 1 提案の趣旨

当該基金は、学校等の施設の充実を図るために設置され、学校等の新築、改築及び改修に要する経費のほか学校教育環境を整備する上で重要な教育情報化設備等並びに学校給食センターの施設及び設備の整備に係る経費の財源として充ててきた経緯がある。

条例と基金の活用実態との整合性を図る必要があることから、所要の改正を行うため、提案するものである。

#### 2 改正の概要

- (1) 基金を財源として充てる経費を「丹波市立学校等の施設及び設備の整備に要する経費」に改める。
- (2) 丹波市立学校等の施設の定義に「学校給食センター」を加える。

#### 3 施行日

公布の日

#### 4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市立学校等整備基金条例（平成17年丹波市条例第23号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市立学校等整備基金条例 平成17年3月30日 条例第23号 改正 平成30年9月28日条例第54号 (設置)</p> <p>第1条 丹波市立学校等の施設の充実を図り、学校等の新築、改築及び改修に要する経費の財源に充てるため、丹波市立学校等整備基金（以下「基金」という。）を設置する。 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、丹波市立学校等とは、小学校及び中学校_____をいう。</p>	<p>○丹波市立学校等整備基金条例 平成17年3月30日 条例第23号 改正 平成30年9月28日条例第54号 (設置)</p> <p>第1条 丹波市立学校等の施設及び設備の整備_____に要する経費の財源に充てるため、丹波市立学校等整備基金（以下「基金」という。）を設置する。 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、丹波市立学校等とは、小学校、中学校及び学校給食センターをいう。</p>